

国民健康保険運営協議会 第3回専門部会（保険料） 次第

日時：平成30年1月31日（水）

午後1時30分～

場所：神戸市役所1号館8階 大会議室

1 開 会

保健福祉局長あいさつ

2 議 題

① 平成30年度本算定結果と神戸市における保険料のあり方について

② 延滞金の減免基準について

3 資 料

資料1 1 平成30年度本算定 納付金額（賦課総額）、賦課割合、  
標準保険料率（神戸市）

2 子育て世帯、障害者・寡婦（夫）世帯への配慮

3 保険料負担の緩和措置の実施

資料2 平成30年度 保険料試算：比較グラフ

①現行保険料（29年度）

②標準保険料（30年度本算定）

③新独自控除（子ども控除、障害者・寡婦（夫）控除の継続）  
緩和措置前（30年度本算定）

④新独自控除（子ども控除、障害者・寡婦（夫）控除の継続）  
緩和措置後15%上限（30年度本算定）

【参考資料】激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法  
について（兵庫県）

資料3 延滞金の減免基準（案）

# 国民健康保険運営協議会 第3回専門部会(保険料)

## 資料1

平成30年1月31日  
保健福祉局

# 1. 平成30年度本算定 納付金額（賦課総額）、賦課割合、標準保険料率（神戸市）

平成30年度本算定：納付金額（賦課総額）、賦課割合、標準保険料率（神戸市）

区分		賦課総額	賦課割合		標準保険料率	29年度 保険料率	29年度差
医療分	所得割	11,614,633,099 円	45.139… %	45%	7.21 %	10.27 %	▲ 3.06 %
	均等割	9,720,154,864 円	37.776… %	38%	29,070 円	23,330 円	5,740 円
	平等割	4,395,894,307 円	17.084… %	17%	20,439 円	24,790 円	▲ 4,351 円
	計	25,730,682,270 円	—	100%	—		
後期支援金分	所得割	4,083,830,337 円	45.018… %	45%	2.54 %	3.12 %	▲ 0.58 %
	均等割	3,434,466,521 円	37.859… %	38%	10,271 円	7,300 円	2,971 円
	平等割	1,553,221,326 円	17.121… %	17%	7,222 円	7,760 円	▲ 538 円
	計	9,071,518,184 円	—	100%	—		
介護分	所得割	1,365,296,409 円	41.821… %	42%	2.49 %	3.23 %	▲ 0.74 %
	均等割	1,328,352,483 円	40.689… %	41%	12,945 円	7,940 円	5,005 円
	平等割	570,934,452 円	17.488… %	17%	6,064 円	6,290 円	▲ 226 円
	計	3,264,583,344 円	—	100%	—	—	—
合 計		38,066,783,798 円	—		—	—	—

- 賦課割合を標準保険料ベースとすることで、将来の統一保険料に備えるとともに、所得割保険料を負担する働く世代に配慮した負担水準としてはどうか。

## 県が定める標準保険料率の算定方式と現行の神戸市算定方式の賦課割合との比較

### ●県が定める標準保険料率の算定方式（賦課割合）

項目	算定方式
応能割と応益割の割合	所得係数：1（県平均の1人当たり所得を全国平均の1人当たり所得で除して算出） ※平成30年度仮算定の神戸市における賦課総額の割合では、45：55程度
応益割のうち、均等割と平等割の割合	均等割 7：平等割 3

### ●現行の算定方式（賦課割合）

項目	算定方式
応能割と応益割の割合	50（応能割）：50（応益割）
応益割のうち、均等割と平等割の割合	均等割 6：平等割 4

#### 所得係数β

医療分	0.8874289704028
支援金分	0.8829045312014
介護分	0.8018501819587

#### 平成30年度本算定試算 標準保険料率 賦課割合

	所得割	均等割	平等割
医療分	45%	38%	17%
後期分	45%	38%	17%
介護分	42%	41%	17%

#### 現行の賦課割合

	所得割	均等割	平等割
医療分	50%	30%	20%
後期分	50%	30%	20%
介護分	50%	30%	20%

## 2. 子育て世帯、障害者・寡婦（夫）世帯への配慮

### ● 神戸市独自控除について

- 保険料の標準化に向け、配偶者・扶養親族に係る独自控除は廃止
- ただし、県全体で統一保険料とするまでの「当分の間」の措置として下記の独自控除を継続してはどうか
  - ①子育て世帯への支援策として「18歳以下の子どもに係る独自控除」
  - ②福祉的配慮が必要な「障害者・寡婦（夫）に係る独自控除」
- 独自控除に係る財源は、現行と同様「保険料」とする（必要財源：約43億円 → 見直し後 約22億円）

#### 【参考】平成29年度 独自控除適用者数

控除内容	適用人数 (延べ人数)	見直し後
①扶養親族や配偶者（33万円）	64,601人	18歳以下の子ども 32,180人
②障害者（26万円）	13,489人	継続
③同居特別障害者（53万円）	2,655人	
④寡婦（夫）（26万円）	10,484人	
⑤障害・寡婦の非課税者（92万円）	13,736人	
合計	104,965人	

### 3. 保険料負担の緩和措置の実施

#### ● 激変緩和措置について

- 制度改正により保険料が上昇する世帯について激変緩和措置を講じてはどうか

(案)

- 平成29年度保険料からの上昇幅を本来上昇する額の15%までに抑える。
- 激変緩和に係る財源は「保険料」 (必要財源：約27億円×軽減割合0.85＝約23億円)

【例】2人世帯(年金所得60万円):65歳以上 夫婦2人

※ 平成30年度保険料は、46,890円(29年度)から→90,610円(93.2%増) →上昇幅15%上限→53,460円(14.0%増)となる。  
(参考:標準保険料率での保険料は、79,450円となる。)

#### 【計算方法】

	平成30年度 (A)				-	29年度保険料 (B) (独自控除 33万円×1人)				=	軽減対象額C 29年度 差額	×	軽減 割合 α	=	軽減額 D	=	平成30年度保険料 (激変緩和後) A-D	
	所得割	均等割 (5割減額)	平等割 (5割減額)	合計		所得割	均等割 (5割減額)	平等割 (5割減額)	合計								医療分	支援金分
医療分	25,210	30,420	10,690	66,320	-	0	23,320	12,390	35,710	=	30,610	×	0.85	=	26,010	=	医療分	40,310
支援金分	9,310	11,080	3,900	24,290	-	0	7,300	3,880	11,180	=	13,110	×	0.85	=	11,140	=	支援金分	13,150
合計	34,520	41,500	14,590	90,610	-	0	30,620	16,270	46,890	=	43,720	×		=	37,150	=	合計	53,460

30年度 算定用所得:27万円=60万円-33万円(基礎控除)

29年度 算定用所得: 0円=66万円-33万円(基礎控除)-33万円(神戸市独自控除)

### 3. 保険料負担の緩和措置の実施

【例】4人世帯(所得200万円):40歳未満の夫婦2人、子ども2人(18歳以下)

※ 平成30年度保険料は、215,070円(29年度)から→285,360円(32.7%増) →上昇幅15%上限→225,620円(4.9%増)となる。  
 (参考:標準保険料率での保険料は、310,760円となる。)

【計算方法】

	平成30年度 (A) (子ども控除33万円×2人)				-	29年度保険料 (B) (独自控除 33万円×3人)				=	軽減対象額C 29年度 差額	×	軽減割合 $\alpha$	=	軽減額 D	=	平成30年度保険料 (激変緩和後) A-D	
	所得割	均等割 (2割減額)	平等割 (2割減額)	合計		所得割	均等割 (2割減額)	平等割 (2割減額)	合計								医療分	支援金分
医療分	94,330	97,360	17,110	208,800		69,830	74,640	19,830	164,300		44,500		0.85		37,820		医療分	170,980
支援金分	34,840	35,480	6,240	76,560		21,210	23,360	6,200	50,770		25,790		0.85		21,920		支援金分	54,640
合計	129,170	132,840	23,350	285,360		91,040	98,000	26,030	215,070		70,290				59,740		合計	225,620

30年度 算定用所得:101万円=200万円-33万円(基礎控除)-66万円(子ども控除)

29年度 算定用所得: 68万円=200万円-33万円(基礎控除)-99万円(神戸市独自控除)

## 平成30年度 本算定 保険料試算

## ●神戸市

①現行保険料（29年度）

②標準保険料率（30年度本算定）

③30年度保険料（緩和措置前）

新独自控除（子ども控除、障害者・寡婦（夫）控除の継続）

④30年度保険料（緩和措置後15%上限）

新独自控除（子ども控除、障害者・寡婦（夫）控除の継続）

- 年金所得（65歳以上）            単身
- //            夫婦2人
  
- 給与所得（介護保険料含む） 単身
- //            夫婦2人
- //            3人世帯（夫婦2人+子ども1人）
- //            4人世帯（夫婦2人+子ども2人）



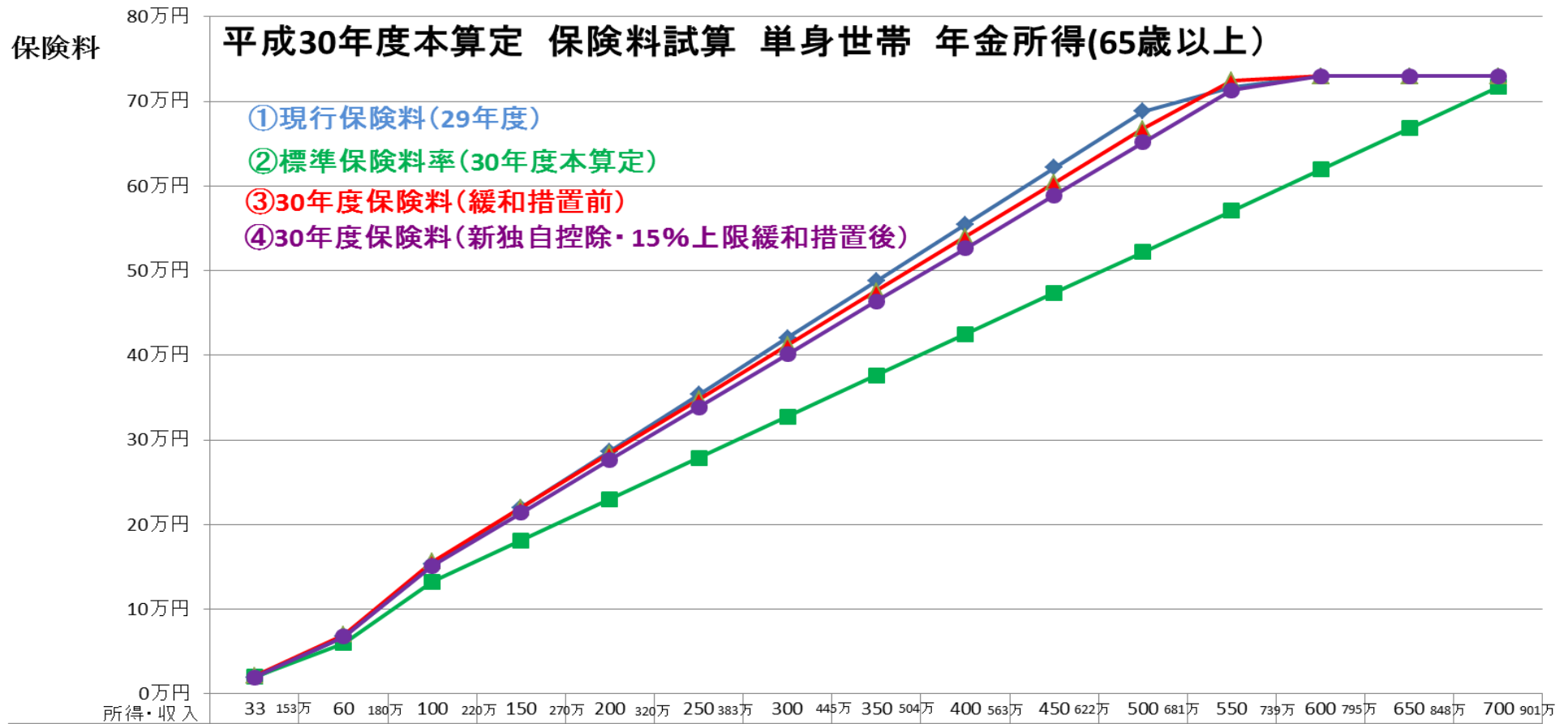
## 4. 平成30年度 保険料試算：比較グラフ

平成30年度 本算定 保険料率

区分		平成29年度 神戸市	平成30年度 保険料率			
			標準保険料率 本算定	29年度差	新独自控除 緩和措置後	29年度差
医療分	所得割	10.27 %	7.21 %	▲ 3.06 %	9.34 %	▲ 0.93 %
	均等割	23,330 円	29,070 円	5,740 円	30,430 円	7,100 円
	平等割	24,790 円	20,439 円	▲ 4,351 円	21,390 円	▲ 3,400 円
後期支援金分	所得割	3.12 %	2.54 %	▲ 0.58 %	3.45 %	0.33 %
	均等割	7,300 円	10,271 円	2,971 円	11,090 円	3,790 円
	平等割	7,760 円	7,222 円	▲ 538 円	7,800 円	40 円
合計 医療分+ 後期支援金分	所得割	13.39 %	9.75 %	▲ 3.64 %	12.79 %	▲ 0.60 %
	均等割	30,630 円	39,341 円	8,711 円	41,520 円	10,890 円
	平等割	32,550 円	27,661 円	▲ 4,889 円	29,190 円	▲ 3,360 円
介護分	所得割	3.23 %	2.49 %	▲ 0.74 %	3.91 %	0.68 %
	均等割	7,940 円	12,945 円	5,005 円	14,300 円	6,360 円
	平等割	6,290 円	6,064 円	▲ 226 円	6,700 円	410 円
合計 医療分+ 後期支援金分+ 介護分	所得割	16.62 %	12.24 %	▲ 4.38 %	16.70 %	0.08 %
	均等割	38,570 円	52,286 円	13,716 円	55,820 円	17,250 円
	平等割	38,840 円	33,725 円	▲ 5,115 円	35,890 円	▲ 2,950 円

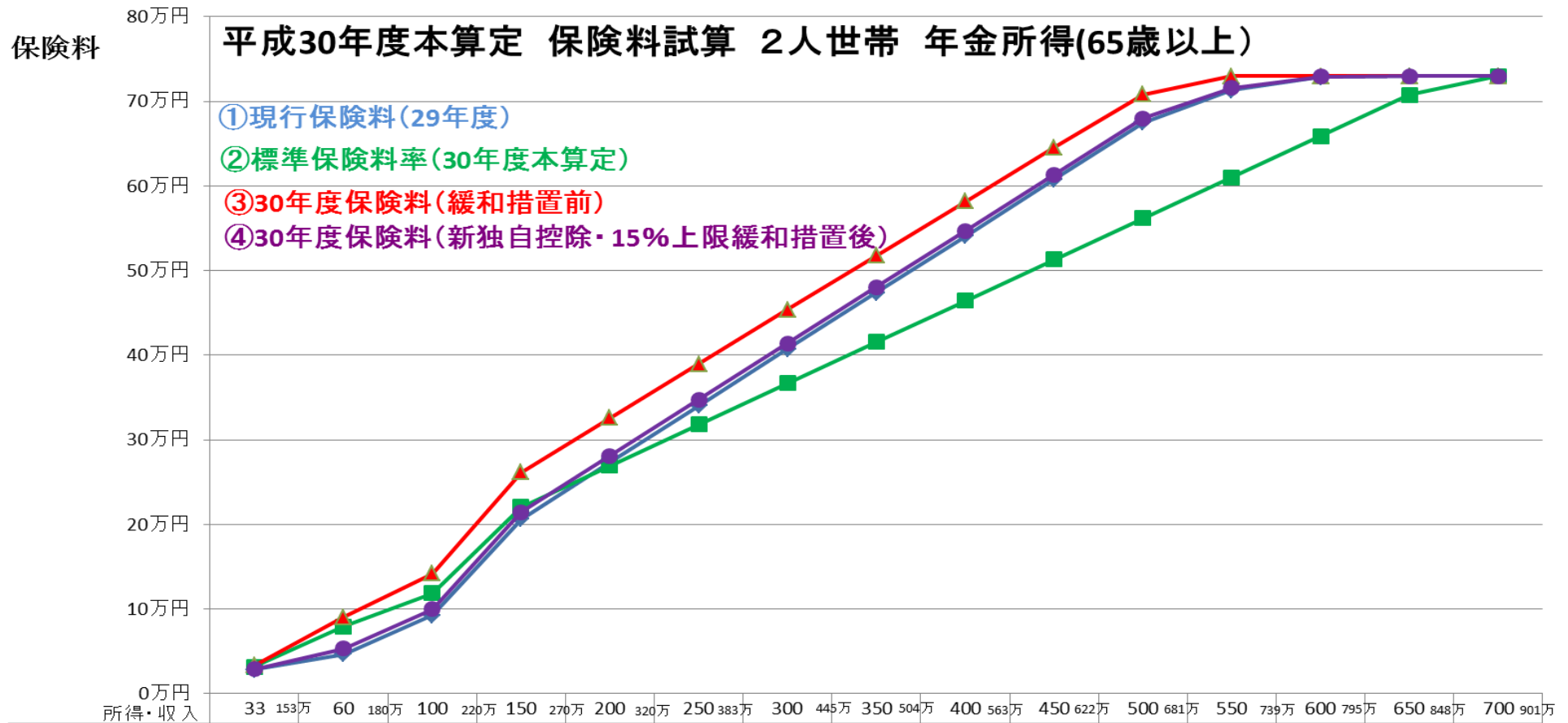
※兵庫県統一算定方式(3方式)では、所得係数反映後の応益割の「均等割・平等割比率」を「35:15」で算定

# 4. 平成30年度 保険料試算：比較グラフ



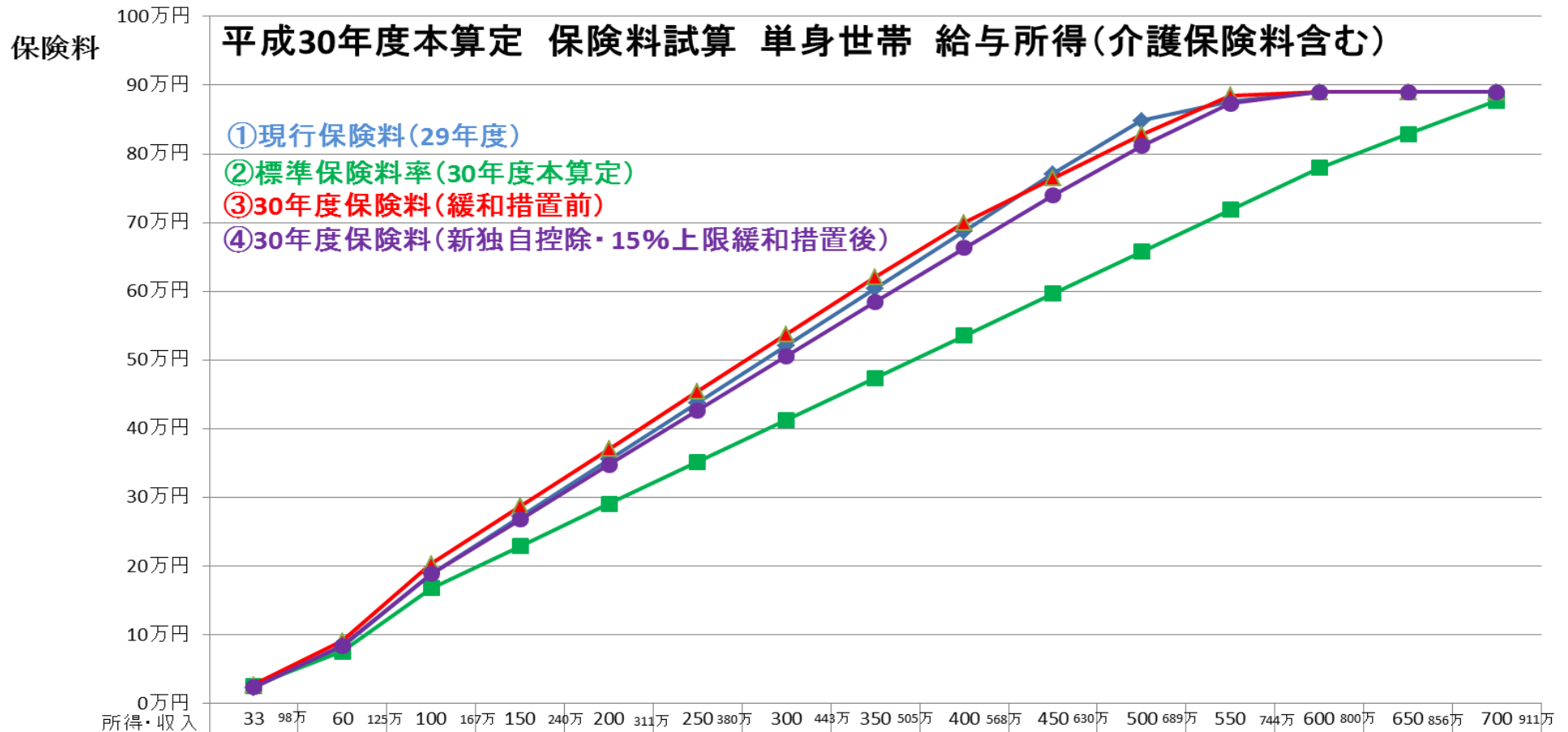
所得・収入	33 153万	60 180万	100 220万	150 270万	200 320万	250 383万	300 445万	350 504万	400 563万	450 622万	500 681万	550 739万	600 795万	650 848万	700 901万
①29年度	18,930円	67,720	152,880	219,830	286,780	353,730	420,680	487,630	554,580	621,530	688,480	716,360	730,000	730,000	730,000
②標準保険料率	20,080円	59,790	132,300	181,050	229,800	278,550	327,300	376,050	424,800	473,550	522,300	571,050	619,800	668,550	717,300
③30年度保険料	21,190円	69,860	156,390	220,340	284,290	348,240	412,190	476,140	540,090	604,040	667,990	724,690	730,000	730,000	730,000
④緩和後保険料	19,280円	67,480	151,260	213,810	276,360	338,900	401,450	464,000	526,550	589,090	651,640	713,100	730,000	730,000	730,000
②-①	1,150円	-7,930	-20,580	-38,780	-56,980	-75,180	-93,380	-111,580	-129,780	-147,980	-166,180	-145,310	-110,200	-61,450	-12,700
③-①	2,260円	2,140	3,510	510	-2,490	-5,490	-8,490	-11,490	-14,490	-17,490	-20,490	8,330	0	0	0
④-①	350円	-240	-1,620	-6,020	-10,420	-14,830	-19,230	-23,630	-28,030	-32,440	-36,840	-3,260	0	0	0
② H29比	6.08%	-11.71%	-13.46%	-17.64%	-19.87%	-21.25%	-22.20%	-22.88%	-23.40%	-23.81%	-24.14%	-20.28%	-15.10%	-8.42%	-1.74%
③ H29比	11.94%	3.16%	2.30%	0.23%	-0.87%	-1.55%	-2.02%	-2.36%	-2.61%	-2.81%	-2.98%	1.16%	0.00%	0.00%	0.00%
④ H29比	1.85%	-0.35%	-1.06%	-2.74%	-3.63%	-4.19%	-4.57%	-4.85%	-5.05%	-5.22%	-5.35%	-0.46%	0.00%	0.00%	0.00%

# 4. 平成30年度 保険料試算：比較グラフ



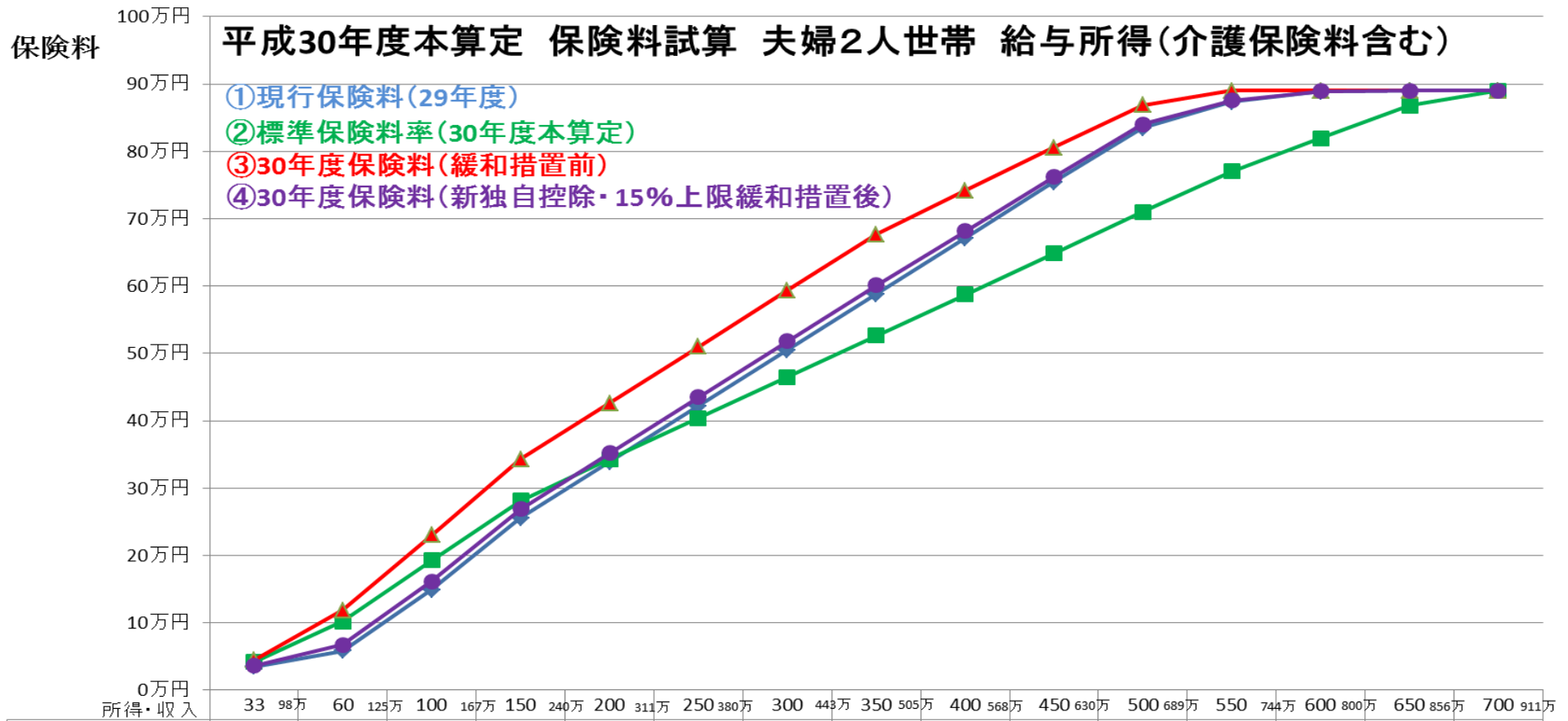
所得・収入	33 153万	60 180万	100 220万	150 270万	200 320万	250 383万	300 445万	350 504万	400 563万	450 622万	500 681万	550 739万	600 795万	650 848万	700 901万
① 29年度	28,110円	46,890	92,400	206,270	273,220	340,170	407,120	474,070	541,020	607,970	674,920	713,360	728,960	730,000	730,000
② 標準保険料率	31,880円	79,450	118,450	220,390	269,140	317,890	366,640	415,390	464,140	512,890	561,640	610,390	659,140	707,890	730,000
③ 30年度保険料	33,630円	90,610	141,770	261,860	325,810	389,760	453,710	517,660	581,610	645,560	708,420	730,000	730,000	730,000	730,000
④ 緩和後保険料	28,950円	53,460	99,810	214,620	281,120	347,620	414,110	480,620	547,120	613,620	679,950	715,860	729,120	730,000	730,000
②-①	3,770円	32,560	26,050	14,120	-4,080	-22,280	-40,480	-58,680	-76,880	-95,080	-113,280	-102,970	-69,820	-22,110	0
③-①	5,520円	43,720	49,370	55,590	52,590	49,590	46,590	43,590	40,590	37,590	33,500	16,640	1,040	0	0
④-①	840円	6,570	7,410	8,350	7,900	7,450	6,990	6,550	6,100	5,650	5,030	2,500	160	0	0
② H29比	13.41%	69.44%	28.19%	6.85%	-1.49%	-6.55%	-9.94%	-12.38%	-14.21%	-15.64%	-16.78%	-14.43%	-9.58%	-3.03%	0.00%
③ H29比	19.64%	93.24%	53.43%	26.95%	19.25%	14.58%	11.44%	9.19%	7.50%	6.18%	4.96%	2.33%	0.14%	0.00%	0.00%
④ H29比	2.99%	14.01%	8.02%	4.05%	2.89%	2.19%	1.72%	1.38%	1.13%	0.93%	0.75%	0.35%	0.02%	0.00%	0.00%

# 4. 平成30年度 保険料試算：比較グラフ



所得・収入	33 98万	60 125万	100 167万	150 240万	200 311万	250 380万	300 443万	350 505万	400 568万	450 630万	500 689万	550 744万	600 800万	650 856万	700 911万
① 29年度	23,190円	83,550	188,750	271,850	354,950	438,050	521,150	604,250	687,350	770,450	848,480	876,360	890,000	890,000	890,000
② 標準保険料率	25,770円	76,010	167,980	229,180	290,380	351,580	412,780	473,980	535,180	596,380	657,580	718,780	779,800	828,550	877,300
③ 30年度保険料	27,490円	90,910	203,580	287,080	370,580	454,080	537,580	621,080	700,090	764,040	827,990	884,690	890,000	890,000	890,000
④ 緩和後保険料	23,850円	84,100	188,830	268,040	347,250	426,450	505,660	584,870	663,410	739,680	811,640	873,100	890,000	890,000	890,000
②-①	2,580円	-7,540	-20,770	-42,670	-64,570	-86,470	-108,370	-130,270	-152,170	-174,070	-190,900	-157,580	-110,200	-61,450	-12,700
③-①	4,300円	7,360	14,830	15,230	15,630	16,030	16,430	16,830	12,740	-6,410	-20,490	8,330	0	0	0
④-①	660円	550	80	-3,810	-7,700	-11,600	-15,490	-19,380	-23,940	-30,770	-36,840	-3,260	0	0	0
② H29比	11.13%	-9.02%	-11.00%	-15.70%	-18.19%	-19.74%	-20.79%	-21.56%	-22.14%	-22.59%	-22.50%	-17.98%	-12.38%	-6.90%	-1.43%
③ H29比	18.54%	8.81%	7.86%	5.60%	4.40%	3.66%	3.15%	2.79%	1.85%	-0.83%	-2.41%	0.95%	0.00%	0.00%	0.00%
④ H29比	2.85%	0.66%	0.04%	-1.40%	-2.17%	-2.65%	-2.97%	-3.21%	-3.48%	-3.99%	-4.34%	-0.37%	0.00%	0.00%	0.00%

# 4. 平成30年度 保険料試算：比較グラフ



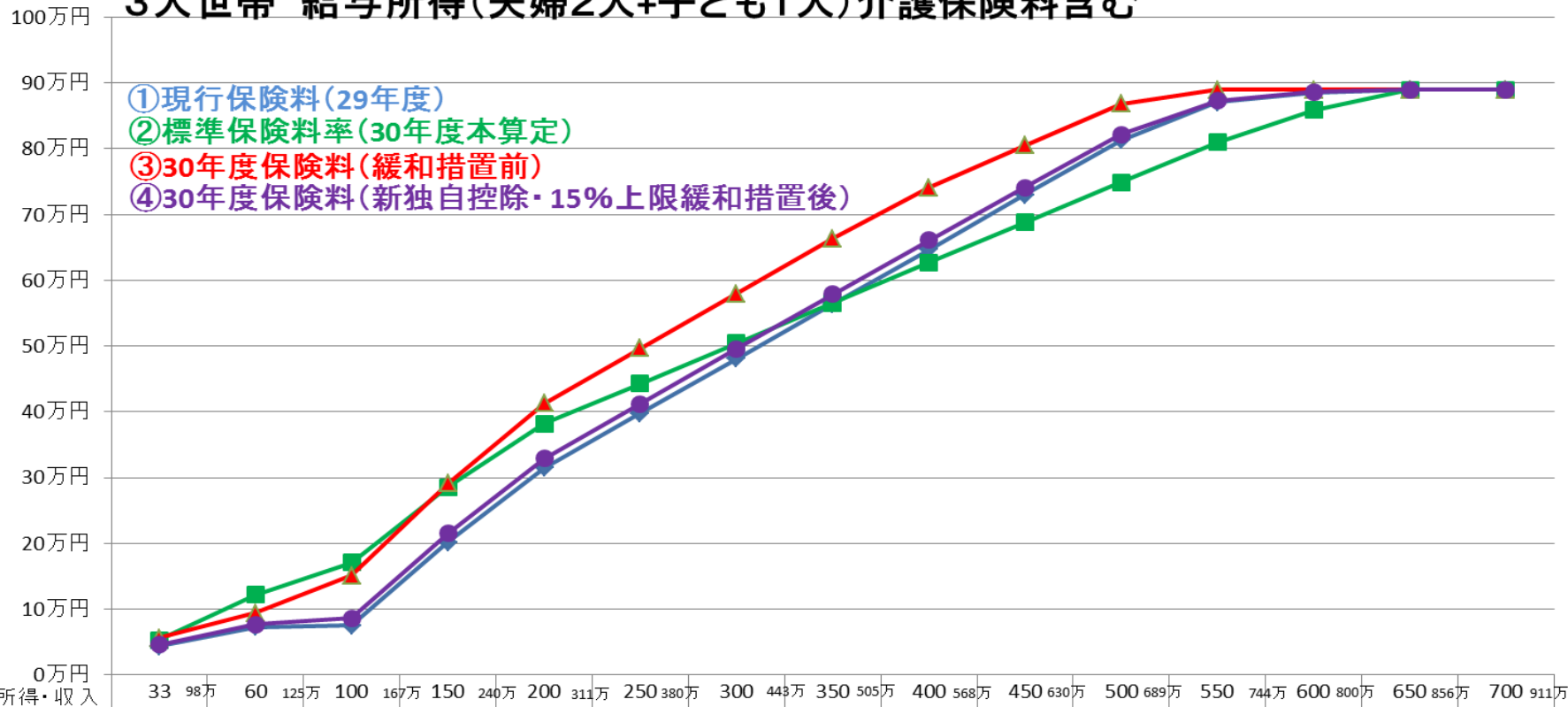
所得・収入	33 98万	60 125万	100 167万	150 240万	200 311万	250 380万	300 443万	350 505万	400 568万	450 630万	500 689万	550 744万	600 800万	650 856万	700 911万
①29年度	34,750円	57,970	149,250	255,570	338,670	421,770	504,870	587,970	671,070	754,170	834,920	873,360	888,960	890,000	890,000
②標準保険料率	41,450円	102,140	192,560	281,460	342,660	403,860	465,060	526,260	587,460	648,660	709,860	770,390	819,140	867,890	890,000
③30年度保険料	44,220円	118,810	229,880	342,900	426,400	509,900	593,400	676,900	741,610	805,560	868,420	890,000	890,000	890,000	890,000
④緩和後保険料	36,190円	67,110	161,360	268,690	351,850	435,010	518,160	601,330	681,670	761,890	839,950	875,860	889,120	890,000	890,000
②-①	6,700円	44,170	43,310	25,890	3,990	-17,910	-39,810	-61,710	-83,610	-105,510	-125,060	-102,970	-69,820	-22,110	0
③-①	9,470円	60,840	80,630	87,330	87,730	88,130	88,530	88,930	70,540	51,390	33,500	16,640	1,040	0	0
④-①	1,440円	9,140	12,110	13,120	13,180	13,240	13,290	13,360	10,600	7,720	5,030	2,500	160	0	0
② H29比	19.28%	76.19%	29.02%	10.13%	1.18%	-4.25%	-7.89%	-10.50%	-12.46%	-13.99%	-14.98%	-11.79%	-7.85%	-2.48%	0.00%
③ H29比	27.25%	104.95%	54.02%	34.17%	25.90%	20.90%	17.54%	15.12%	10.51%	6.81%	4.01%	1.91%	0.12%	0.00%	0.00%
④ H29比	4.14%	15.77%	8.11%	5.13%	3.89%	3.14%	2.63%	2.27%	1.58%	1.02%	0.60%	0.29%	0.02%	0.00%	0.00%

# 4. 平成30年度 保険料試算：比較グラフ

保険料

平成30年度本算定 保険料試算

3人世帯 給与所得(夫婦2人+子ども1人)介護保険料含む



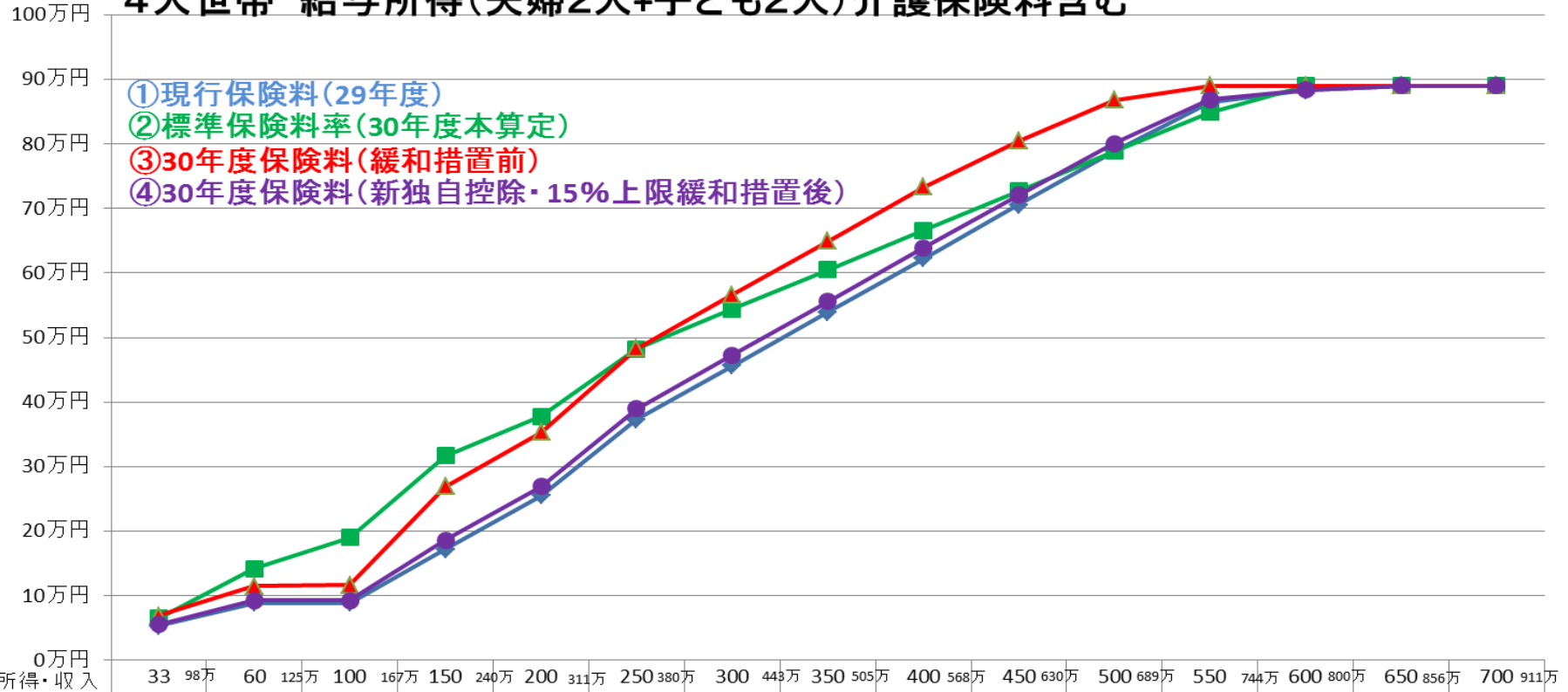
所得・収入	33.98万	60.125万	100.167万	150.240万	200.311万	250.380万	300.443万	350.505万	400.568万	450.630万	500.689万	550.744万	600.800万	650.856万	700.911万
①29年度	43,930円	73,280	74,930	202,010	314,460	397,560	480,660	563,760	646,860	729,960	813,060	870,370	885,970	890,000	890,000
②標準保険料率	53,250円	121,800	170,760	285,220	382,000	443,200	504,400	565,600	626,800	688,000	749,200	809,730	858,480	890,000	890,000
③30年度保険料	56,660円	94,490	151,260	291,490	412,820	496,320	579,820	663,320	740,930	804,880	868,030	890,000	890,000	890,000	890,000
④緩和後保険料	45,860円	76,480	86,400	215,440	329,220	412,390	495,550	578,710	660,980	741,210	821,320	873,320	886,580	890,000	890,000
②-①	9,320円	48,520	95,830	83,210	67,540	45,640	23,740	1,840	-20,060	-41,960	-63,860	-60,640	-27,490	0	0
③-①	12,730円	21,210	76,330	89,480	98,360	98,760	99,160	99,560	94,070	74,920	54,970	19,630	4,030	0	0
④-①	1,930円	3,200	11,470	13,430	14,760	14,830	14,890	14,950	14,120	11,250	8,260	2,950	610	0	0
② H29比	21.22%	66.21%	127.89%	41.19%	21.48%	11.48%	4.94%	0.33%	-3.10%	-5.75%	-7.85%	-6.97%	-3.10%	0.00%	0.00%
③ H29比	28.98%	28.94%	101.87%	44.29%	31.28%	24.84%	20.63%	17.66%	14.54%	10.26%	6.76%	2.26%	0.45%	0.00%	0.00%
④ H29比	4.39%	4.37%	15.31%	6.65%	4.69%	3.73%	3.10%	2.65%	2.18%	1.54%	1.02%	0.34%	0.07%	0.00%	0.00%

# 4. 平成30年度 保険料試算：比較グラフ

保険料

## 平成30年度本算定 保険料試算

4人世帯 給与所得(夫婦2人+子ども2人)介護保険料含む



所得・収入	33.98万	60.125万	100.167万	150.240万	200.311万	250.380万	300.443万	350.505万	400.568万	450.630万	500.689万	550.744万	600.800万	650.856万	700.911万
①29年度	53,110円	88,590	88,590	171,660	254,760	373,340	456,440	539,540	622,640	705,740	788,840	864,550	882,970	890,000	890,000
②標準保険料率	65,050円	141,460	190,420	316,680	377,880	482,540	543,740	604,940	666,140	727,340	788,540	849,070	890,000	890,000	890,000
③30年度保険料	69,100円	115,240	116,900	269,590	353,090	482,730	566,230	649,730	733,230	804,190	867,640	890,000	890,000	890,000	890,000
④緩和後保険料	55,530円	92,600	92,850	186,370	269,520	389,760	472,910	556,080	639,240	720,520	800,670	868,520	884,030	890,000	890,000
②-①	11,940円	52,870	101,830	145,020	123,120	109,200	87,300	65,400	43,500	21,600	-300	-15,480	7,030	0	0
③-①	15,990円	26,650	28,310	97,930	98,330	109,390	109,790	110,190	110,590	98,450	78,800	25,450	7,030	0	0
④-①	2,420円	4,010	4,260	14,710	14,760	16,420	16,470	16,540	16,600	14,780	11,830	3,970	1,060	0	0
② H29比	22.48%	59.68%	114.95%	84.48%	48.33%	29.25%	19.13%	12.12%	6.99%	3.06%	-0.04%	-1.79%	0.80%	0.00%	0.00%
③ H29比	30.11%	30.08%	31.96%	57.05%	38.60%	29.30%	24.05%	20.42%	17.76%	13.95%	9.99%	2.94%	0.80%	0.00%	0.00%
④ H29比	4.56%	4.53%	4.81%	8.57%	5.79%	4.40%	3.61%	3.07%	2.67%	2.09%	1.50%	0.46%	0.12%	0.00%	0.00%

## 激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法について

### 1 基準額（年額）の本算定結果

市町名	基準額【一人当たり】 (円)		1年分の 増加率 (%)※
	㉘決算額を基に 算出した基準額	㉙推計を基に 算出した基準額	
新温泉町	108,316	127,601	8.5%
加西市	117,771	136,846	7.8%
三田市	119,406	137,446	7.3%
稲美町	114,537	130,344	6.7%
赤穂市	114,983	130,787	6.7%
相生市	111,366	125,156	6.0%
加東市	130,505	143,438	4.8%
猪名川町	113,531	124,501	4.7%
小野市	127,343	139,040	4.5%
福崎町	119,825	129,481	4.0%
川西市	124,886	134,673	3.8%
三木市	120,962	130,422	3.8%
芦屋市	145,742	156,497	3.6%
高砂市	117,162	125,644	3.6%
養父市	115,628	123,752	3.5%
加古川市	118,723	126,937	3.4%
市川町	118,169	125,737	3.2%
明石市	125,300	132,649	2.9%
西宮市	137,346	145,276	2.9%
佐用町	121,228	128,069	2.8%
淡路市	139,987	146,477	2.3%
篠山市	118,240	123,290	2.1%
西脇市	129,210	134,022	1.9%
神戸市	126,881	131,298	1.7%
丹波市	126,653	130,957	1.7%
宝塚市	131,472	135,450	1.5%
朝来市	116,482	119,829	1.4%
香美町	116,334	119,359	1.3%
豊岡市	114,065	116,902	1.2%
多可町	124,552	127,233	1.1%
姫路市	120,192	122,615	1.0%
南あわじ市	143,628	146,307	0.9%
上郡町	114,254	116,232	0.9%
たつの市	124,597	126,310	0.7%
神河町	110,120	111,530	0.6%
太子町	117,456	117,939	0.2%
洲本市	126,661	126,665	0.0%
伊丹市	129,345	129,069	▲0.1%
播磨町	118,391	118,077	▲0.1%
宍粟市	136,695	133,707	▲1.1%
尼崎市	132,628	128,122	▲1.7%
県平均 又は合計	126,439	131,303	1.9%

### 2 本算定の前提及び計算方法

- ① 保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計（国システムによる算定値）【3,947億円】※
- ② 改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町毎に異なる一般会計繰入金、県調整交付金（2号分）、任意給付、保健事業費等を考慮しない額（基準額）で比較

※ 診療報酬改定を加味して算定



実際の保険料額とは異なる（実際の保険料額は納付金をもとに軽減分等を加味して市町が決定）

### 3 激変緩和措置の方法と必要額

- ① 措置対象 : 改革後の基準額が、2.9%を超えて増加する市町の当該超えた部分を措置  
※ 激変緩和措置については、新制度の施行状況を踏まえ、3年毎に見直し
- ② 必要額（見込） : 約10億円（H30）

※ 国が示す方法により、1年分に置き換えた増加率(㉘-㉙)の2年分の増加率の平方根により算出



## 延滞金の減免基準（案）

## (1) 減免事由

## ① 市税条例に規定のあるもの

事由	対象・期間	減免割合	適用	備考（根拠等）
災害・盗難	事由発生日から1年後までに納期が到来するもの	全額	申請	国保条例施行規則に規定を設ける
事業損失	事由発生日から2年後までに納期が到来するもの			
事業廃止				
疾病・死亡				
失業				
生活扶助	生活保護受給開始後の滞納分すべて			
賦課の事実の不知	納期限の翌日から事実を知った日の1ヶ月後まで			
身体拘束	証明された拘留・収監期間			
更正の請求	異議申立等が認められ、賦課額が更正された場合 申立後から決定書又は判決書の送達後20日後まで			

## ② 地方税法に規定のあるもの（国保条例施行規則に準用規定を設ける）

事由	期間	減免割合	適用	備考（根拠等）
滞納処分の執行停止	執行停止した期間	全額免除	職権	地方税法15条の9第1項
徴収猶予、換価の猶予	徴収猶予又は換価猶予した期間	1/2免除	職権	地方税法15条の9第1項
財産の状況が著しく不良で、事業の継続又は生活の維持のため、他の債務が軽減・免除されたとき	徴収猶予又は換価猶予した期間	納付困難と認められる金額	裁量	地方税法15条の9第2項
事業又は生活の状況により納付又は納入を困難とするやむを得ない理由がある	徴収猶予又は換価猶予した期間	納付困難と認められる金額	裁量	地方税法15条の9第2項
差押え又は担保の提供	差押え又は担保の提供がされている期間	1/2免除	裁量	地方税法15条の9第4項
有価証券の支払期日後に納付した場合	支払期日の翌日から納付までの期間	全額免除	裁量	地方税法20条の9の5第2項
交付要求により交付を受けた金銭を充てた場合	交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間	全額免除	裁量	地方税法20条の9の5第2項（施行令第6条の20の3）

## (2) 減免手続

①の事由による減免申請は、申請者の住所・氏名、減免を受けようとする保険料の賦課年度・期別、減免を受けようとする理由等を記載した申請書に、当該事由を証明する書類を添付して行う。

(参 考)

神戸市国民健康保険条例（抜すい）

(延滞金)

第 21 条 前条の規定による督促をした場合において、保険料の納付義務者が第 17 条第 1 項、第 2 項又は第 6 項の規定による各納期限後に保険料を納付するときは、延滞金の額を加算して納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額の計算については、神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）第 13 条（第 3 項を除く。）及び同条例附則第 3 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 13 条第 1 項中「納期限（第 30 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項の規定による申告書に限る。）に係る税金を納付するときは、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）」とあるのは「納期限（神戸市国民健康保険条例（昭和 35 年 10 月条例第 24 号）第 21 条第 1 項の納期限をいう。以下この項において同じ。）」と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」とあるのは「当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、神戸市市税条例第 16 条第 2 項の規定を準用する。

4 第 1 項の延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、神戸市市税条例第 16 条第 5 項の規定を準用する。

5 第 1 項の規定により保険料の納付義務者が延滞金を保険料に加算して納付すべき場合において、保険料の納付義務者が納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでの間におけるその納付した金額の取扱いについては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 9 の 4 第 2 項の規定を準用する。

神戸市市税条例（抜すい）

(納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金)

第 13 条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 市長は、納税者又は特別徴収義務者が第 1 項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金額を減免することができる。

神戸市市税条例施行規則（抜すい）

(条例第 13 条第 4 項第 13 条第 5 項の規定による延滞金の減免)

第 11 条 条例第 13 条第 4 項第 13 条第 5 項の規定による納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金の減額又は免除は、その申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当し、納期

限を経過したことについて市長がやむを得ないと認める事情があるときに限り、行うことができる。  
ただし、公売処分又は交付要求によつて税金又は納入金を徴収するときは、この限りでない。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者が震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害(以下「災害」と総称する。)を受け、又は資産を盗まれたとき。
- (2) 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務について甚大な損失を受けたとき。
- (3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 納税者又は同居の親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。
- (5) 納税者が失業し、生活が困難と認められるとき。
- (6) 納税者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けているとき。
- (7) 納税者の責めに帰さない事由により賦課の事実又は督促状送達の実事を知ることができない場合であつて、送達場所に納税を処置する者がいないため納税ができなかつたとき。
- (8) 法令等により納税者又は納税を処置する者が身体に拘束を受け、納税ができなかつたとき。
- (9) 納税者又は特別徴収義務者が賦課に関し審査請求をし、若しくは減額又は免除を申請し、又は裁判所に出訴して課税額が更正されたとき。ただし、審査請求書若しくは減免申請書を市長に提出した日又は訴状を裁判所に提出した日から裁決書を送達した日若しくは減額若しくは免除をした日又は判決書を送達した日後 20 日までの期間に対する延滞金に限る。

2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、減額又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該申請書の提出又は証明のための書類の添付について、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該延滞金に係る市税の年度、期別及び税目
- (3) 減額又は免除を受けようとする理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項